

Title	特許権と競争法の交錯に関する一考察：権利行使の制限を中心に
Author(s)	申, 賢哲
Citation	大阪大学, 2017, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/67100
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

氏 名 (申 賢 哲)	
論文題名	特許権と競争法の交錯に関する一考察 — 権利行使の制限を中心に —
<p>本稿は、特許侵害訴訟において、仮に特許権の権利行使が競争法違反になりうる場合に、日本では、その制限の可能性をどういった法的枠組みで行うことが考えられるかについて、韓米EUの裁判例や議論を紹介・分析することで明らかにすることを目的とするものである。</p> <p>日本は、知財立国の実現に向けて、特許権の保護を強化する政策（プロパテント政策）を採用しながら、グローバル市場のリーダーになるために諸外国との制度調和を行っている。排他的独占権である特許権は内在的に競争に悪影響を及ぼす可能性があるため、知的財産権の保護の強化には競争政策との調整が必要不可欠である。しかし、競争法違反を理由とする特許権の権利行使の制限については、日本は、韓米EUの運用と異なり、正面からの検討が不十分なところがある。このような中、現に競争法違反を理由とする特許権の権利行使の制限を問う事案が現れつつある。</p> <p>そこで、本稿は、医薬品分野や情報通信技術分野での特許権と競争法の交錯問題について、第1編（総論）と第2編（各論）に分けて論じている。まず、第1編では、特許権付与の正当化根拠を述べ、競争法違反による権利行使の制限の可能性を指摘している。その上で、日本での特許侵害差止請求の制限や日本競争法の概要、特許侵害訴訟で競争法違反を理由とする抗弁の扱い、そして、各論の議論の前提となる韓米EUの競争法の概要や競争法違反を理由とする権利制限の概要について述べ、日本法との相違点を明確にしている。ここでは、日本法上、競争法違反による権利行使の制限の可能性について正面からの検討が不十分であり、特許権の権利行使であっても競争の実質的制限効果をもたらすものであれば、競争法違反と評価されるという問題意識を持たなければならないという点を強調している。</p> <p>次に、第2編では、以下の3つの部に分けて各論点を論じている。第1部の序論を経て、第2部は、先発医薬品メーカー（特許権者）と後発医薬品メーカーの間で行われるリバースペイメント合意（RP合意）、第3部は、「公正、合理的かつ非差別的な条件」で実施許諾宣言（FRAND宣言）された標準必須特許による差止請求、第4部は、PAE（Patent Assertion Entity）による濫用的訴訟の提起、を取り上げている。</p> <p>第1部のRP合意の場面では、特許権と競争法の適用関係について検討している。この検討は、今後、同領域に関する研究活動の土台となる部分である。ここでは、裁判例の分析・紹介から、RP合意での経済的利益の移転の規模は、特許権の有効性を否定する方向で働く要素となり、そのRP合意による後発医薬品の市場参入の排除は、競争を制限するなど社会的利益に反することを論じている。本稿との関連で重要な点は、韓米EUは、特許権の排他性を神聖視しないことについて共通の認識を形成している点である。日本の学説も同様の見解を採用していることを確認した。</p> <p>第2部の標準必須特許による差止請求の場面では、韓米EUの代表的な裁判例を分析・紹介して、日本の法解釈との相違点について論じている。ここでは、競争法違反の抗弁による差止請求の制限について、韓EUは、共通に、独自の競争法違反の抗弁を認めており、また、米国は、判例法上の規範（『eBay事件』）や沿革的に競争政策との調整から特許権濫用の法理（Patent misuse）を用いていることを確認した。一方、日本は、競争法違反の抗弁がどのような法的枠組みで検討されることが考えられるかについては定かではない。</p> <p>第3部のPAEの濫用的訴訟の提起の場面では、韓米EUは、濫用的訴訟（権利の取得に詐欺や虚偽の陳述が働いたか非侵害の事情を知った上での特許侵害訴訟）の提起が競争法違反になりえて、同理由で権利行使を制限しようとの考えを論じている。日本法も概ね同様の考えを採用していることを確認したうえ、PAEの権利行使が、主に低品質や比較的価値の低く、無効になりやすい特許に基づいて行われていることを考慮し、PAEの濫用的訴訟の提起を抑制するための一つの方策として、競争当局の指針などで競争法の適用に関する明確な考え方を提示することを主張した。</p> <p>最後の結論として、日本の現行法の下では、特許侵害訴訟において、競争法違反を理由とする特許権の権利制限が検討される法的枠組みは民法上の権利濫用の法理であり、米国や韓国のような特許権濫用の法理や、EUや韓国のような独自の競争法違反の抗弁を採用する必要性までではないことを指摘した。上記の各論点について、民法上の権利濫用の法理の判断での考慮要素を提示したうえ、特許権の権利行使（差止請求）が競争法違反になれば、即、権利濫用に該当し、法は当該権利行使を容認することに協力してはならないことを主張した。</p>	

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (申 賢 哲)	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 教 授 茶 園 成 樹
	副 査 教 授 青 江 秀 史
	副 査 教 授 武 田 邦 宣

論文審査の結果の要旨

申賢哲「特許権と競争法の交錯に関する一考察—権利行使の制限を中心に—」は、我が国の特許侵害訴訟において、特許権の権利行使が競争法違反となりうる場合に、その制限の可能性をどのような法的枠組みで考えるべきかについて、韓国・米国・EUの裁判例や学説を紹介・分析することにより検討するものである。

本論文の構成としては、特許権と競争の交錯問題について、第1編において総論的な検討が、第2編において各論的な検討が行われている。

まず、第1編では、特許権付与の正当化根拠が論じられ、競争法違反による特許権行使の制限の可能性が指摘されている。その上で、我が国での特許権侵害に対する差止請求の制限や競争法の概要、特許侵害訴訟における競争法違反を理由とする抗弁の取扱い、そして、各論的検討の前提となる韓国・米国・EUの競争法の概要や競争法違反を理由とする権利制限の概要について説明され、我が国法との相違点が明確にされている。

次に、第2編では、3つの問題が取り上げられている。すなわち、第1部の序論に続けて、第2部において、先発医薬品メーカー（特許権者）と後発医薬品メーカーの間で行われるリバースペイメント合意（RP合意）について、第3部において、「公正、合理的かつ非差別的な条件」での実施許諾宣言（FRAND宣言）された標準必須特許による差止請求について、第4部において、PAE（Patent Assertion Entity）による濫用的訴訟の提起について検討が行われている。

第2部では、裁判例の分析から、RP合意での経済的利益の移転の規模は、特許権の有効性を否定する方向で働く要素となり、そのRP合意による後発医薬品の市場参入の排除は、競争減殺などの社会的利益に反することが論じられている。RP合意の規制に関して重要な点は、韓国・米国・EUでは特許権の排他性を神聖視しないことについて共通の認識が形成されている点であり、我が国の学説も同様の見解を採用していることが確認されている。

第3部では、韓国・EUは、共通に、独自の競争法違反の抗弁を認めており、また、米国は、eBay判決による判例法上の規範や沿革的に競争政策との調整から特許権濫用（Patent Misuse）の法理を用いていることが確認され、他方、我が国では、競争法違反の抗弁がどのような法的枠組みで検討されることが考えられているのかは明瞭ではないことが指摘されている。

第4部では、韓国・米国・EUにおいては、濫用的訴訟（権利の取得に詐欺や虚偽の陳述が働いたか、非侵害の事情を知った上で提起される特許侵害訴訟）の提起が競争法違反になりえて、その理由から権利行使が制限されるとの考え方が論じられており、我が国でも同様の考え方が採用されることが指摘されている。そして、PAEの権利行使が、主に低品質や比較的低く、無効になりやすい特許に基づいて行われていることを考慮して、PAEの濫用的訴訟の提起を抑制するための一つの方策として、競争当局の指針などで競争法の適用に関する明確な考え方を提示することが主張されている。

本論文の最終的な結論として、我が国法では、特許侵害訴訟における競争法違反を理由とする特許権の制限が検討される法的枠組みは民法上の権利濫用であり、韓国・米国・EUとの比較法的検討に基づき、韓国や米国のような特許権濫用の法理や、EUや韓国のような独自の競争法違反の抗弁を採用する必要性がないことが論じられている。そして、民法上の権利濫用の法理の判断での考慮要素を提示し、競争法違反が問題となる場合における権利濫用の判断の在り方が論じられている。

本論文は、韓国法・米国法・EU法との比較を通じて、我が国における特許権侵害訴訟における競争法違反を理

由とする特許権の制限をどのように考えるべきかを検討するものである。我が国のみならず、韓国・米国・EUの裁判例・学説を広く範囲に、かつ深く研究し、それらを適切に整理したうえで、我が国法の問題に取り組んでいるものであり、博士号を付与する十分な価値があるものと評価することができた。

なお、本論文について、剽窃がないことを確認した。